

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成25年3月28日 午後3時00分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について

## 報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 使用貸借の解約通知について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

## その他

## 出席委員 34名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員  | 2番 鶴 卷 純 一 委員  |
| 3番 清 水 栄 委員    | 4番 村 井 善一郎 委員  |
| 5番 熊 倉 睦 委員    | 6番 捧 譽 委員      |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員  | 8番 刈 屋 一 夫 委員  |
| 9番 佐 藤 満 委員    | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員   | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員   | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員   |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 21番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 22番 野 水 敏 秋 委員 | 23番 野 崎 文 夫 委員 |
| 24番 高 山 博 委員   | 25番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 26番 阿 部 新一郎 委員 | 27番 星 野 英 治 委員 |
| 28番 藤 田 吉 則 委員 | 29番 渡 邊 一 英 委員 |

30番 原 正 利 委員      31番 小 師 勉 委員  
32番 目 黒 伸 一 委員      33番 山 田 佳 典 委員  
34番 蒲 澤 正 委員      35番 小 林 六 一 委員

欠席委員      1名

20番 坂 井 和 弘 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長      大 坂 純 司  
事 務 局 次 長      渡 邊 博 之  
経営基盤係副参事      麦 倉 政 勝  
農 地 係 主 任      堀 江 定 昭

午後3時00分 開会及び開議

(午後3時00分 三條新聞社傍聴)

議長 (野崎会長)

定刻になりましたので、3月の総会を開会したいと思います。

皆さん、きょうは大変天気の良い中、また農作業が始まった中、総会に出席いただき、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席34名、欠席1名で、会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。11番、内山清委員、24番、高山博委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速に議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

まず、14ページをごらん願います。今月の申請は、新規設定46件。26万7,565.82㎡、再設定25件、10万8,266㎡、所有権移転1件、4,989㎡であります。合計では72件、38万520.82㎡であります。

それでは、戻りまして1ページの653番から順に説明いたします。

653番は、善久寺地内の農地2筆、4,989㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約80万円であります。

654番は、今井地内の農地2筆、996㎡を新規により約1年間利用権設定するものであります。

655番は、長沢地内の農地4筆、4,236㎡を新規により約1年間利用権設定するものであります。

656番は、麻布地内の農地5筆、1,797㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

657番は、笹岡地内の農地6筆、3,961㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

658番は、棚鱗地内の農地2筆、7,604㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

659番は、旭町2丁目ほか地内の農地20筆、1万9,340㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

660番は、荻堀ほか地内の農地9筆、8,867㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

661番は、下大浦地内の農地1筆、930㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

662番は、鹿峠地内の農地4筆、6,822㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

663番は、鹿峠地内の農地1筆、3,781㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

664番は、笹岡地内の農地3筆、6,082㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

665番は、須戸新田地内の農地4筆、2,205㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

666番は、吉田地内の農地4筆、8,891㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

667番は、北潟地内の農地4筆、4,258㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

668番は、上谷地地内の農地5筆、5,603㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

669番は、嘉坪川地内の農地1筆、786㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

670番は、東光寺ほか地内の農地10筆、1万6,970㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

671番は、新堀地内の農地1筆、2,999㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

672番は、北五百川地内の農地4筆、2,278㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

673番は、中浦地内の農地22筆、1万1,736.61㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

674番の1は、帯織地内の農地5筆、271㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

675番の1は、金子新田ほか地内の農地7筆、1万5,441㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

676番の1は、大島地内の農地16筆、1万4,713㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

677番の1は、笹岡地内の農地16筆、1万4,235㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

678番の1は、長野地内の農地1筆、2,993㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

679番の1は、長野地内の農地1筆、2,984㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

680番の1は、長野地内の農地1筆、2,933㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

681番の1は、長野地内の農地1筆、2,883㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

682番の1は、長野地内の農地1筆、3,442㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

683番の1は、長野地内の農地1筆、2,400㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

684番の1は、長野地内の農地1筆、3,323㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

685番の1は、荻島地内の農地4筆、4,012㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

686番の1は、東本成寺ほか地内の農地11筆、1万9,538㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

687番の1は、金子新田地内の農地1筆、3,009㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

688番の1は、金子新田地内の農地1筆、461㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

689番の1は、金子新田地内の農地5筆、316.21㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

690番の1は、金子新田地内の農地1筆、1,390㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

691番の1は、東鱒田地内の農地2筆、2,392㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

692番の1は、長野地内の農地9筆、3,790㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

693番の1は、長野地内の農地1筆、2,634㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

694番の1は、東鱒田ほか地内の農地4筆、7,350㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

695番の1は、代官島ほか地内の農地7筆、4,918㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

696番の1は、東鱒田地内の農地1筆、3,004㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

697番は、荒沢ほか地内の農地13筆、1万360㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

698番は、庭月地内の農地4筆、6,670㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

699番は、上大浦地内の農地13筆、1万1,661㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の700番から14ページの724番までの25件につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

それから、15ページをごらん願います。674番の2から19ページの696番の2までの枝番がついております23件、11万8,432.21㎡につきましては、農地利用集積円滑化事業での新規設定により10年間利用権設定するものであり、議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思っております。

いずれも申請人の書類確認及び農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められるなどのことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第2調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

それでは、第2調査部会の調査結果について、ご報告いたします。

第2調査部会では、3月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件につきまして意見決定を経て、午前10時30分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められています議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定46件、再設定25件、所有権移転1件、合計件数72件、面積にして38万520.82㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、7番、阿部眞佐雄委員は、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午後3時23分 7番阿部眞佐雄委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

23ページをごらん願います。今月の申請は、16件の申請で、1件の取り消し案件を含む合計8万2,880㎡であります。

それでは、戻りまして20ページの94番から順に説明いたします。

94番は、柳川新田地内の農地7筆、2,184㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約300万円であります。

95番は、福島新田地内の農地1筆、4,999㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

96番は、下大浦地内の農地1筆、1,021㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約250万円であります。

97番は、下大浦地内の農地1筆、1,021㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約250万円であります。

98番は、下大浦地内の農地6筆、1,439㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約350万円であり  
ます。

99番は、飯田地内の農地4筆、1,317㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約60万円であり  
ます。

100番は、中浦地内の農地33筆、1万2,970㎡は、平成24年5月30日付で売買による所有権移転で許可を受けましたが、双方合意による土地の売買の解除があ  
ったため、許可の取り消しを申請するものでございます。

101番、102番は、福島新田地内の農地8筆、1,459㎡と福島新田の農地1  
筆、3,141㎡を譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであり  
ます。

103番は、籠場地内の農地1筆、838㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、  
同一世帯内後継者が贈与により取得するものであります。

104番は、須頃3丁目地内の農地2筆、866㎡を経営の若返りを図るため、後継  
者が使用貸借権を設定するものであります。

105番は、西鱒田ほか地内の農地26筆、2万5,610㎡を経営の若返りを図る  
ため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

106番は、井戸場地内の農地1筆、244㎡を譲り受け人が相手方の要望により、  
使用貸借権を設定するものであります。

107番は、高屋敷ほか地内の農地20筆、1万4,310㎡を経営の若返りを図る  
ため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

108番は、荒沢地内の農地7筆、8,801㎡を経営の若返りを図るため、同一世  
帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

109番は、棚鱗ほか地内の農地7筆、2,660㎡を経営の若返りを図るため、同  
一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労  
働力、技術、下限面積を超えていることなどから、許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの6件、  
取り消しによるもの1件、贈与によるもの1件、交換によるもの2件、使用貸借による  
もの6件、合計16件を取り消しによるものを含めて面積8万2,880㎡で、現地調  
査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果などを詳細説明を受け、いずれも譲り受け

人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

7番、阿部眞佐雄委員の着席をお願いします。

（午後3時29分 7番阿部眞佐雄委員着席）

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

24ページをごらん願います。今月の申請は1件の申請で、205㎡であります。

30番から説明いたします。30番は、直江町4丁目地内の農地1筆、205㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円であります。場所につきましては、旧斎場から南西側250m付近で、第3種農地に該当しております。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして1件、面積にして205㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果などを詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。



議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

25ページをごらん願います。今月の申請は、2件の申請で、計751㎡であります。

それでは、20番から説明をいたします。20番は、鬼木地内の農地2筆、172㎡を一体利用といたしまして、農家住宅1棟、倉庫1棟、車庫、物置1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、鬼木郵便局北側400m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

21番は、笹岡地内の農地2筆、579㎡を農家住宅1棟、車庫1棟、農機具格納庫1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、笹岡地域の神明十三神社西側100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして2件、面積にして751㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、ご発言を願います。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、29ページをごらん願います。12件の申請で、合計9,471㎡であります。

それでは、戻りまして26ページの126番から順に説明をいたします。

126番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第5条の許可申請でありますので、説明を略させていただきます。

127番は、西裏館3丁目地内の農地3筆、2,938㎡を売買により取得し、宅地分譲13区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万5,000円であります。場所につきましては、三条市消防本部北側250m付近です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

128番は、長沢地内の農地1筆、531㎡を賃借権の設定により取得し、農作業場1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、長沢集落センター西側50m付近で、農用地区分は3種農地に該当しております。

129番は、上須頃地内の農地5筆、2,855㎡を売買により取得し、宅地分譲13区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円です。場所につきましては、須頃小学校北側隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

130番は、西裏館3丁目地内の農地1筆、448㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場3台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円です。場所につきましては、三条市消防本部北側350m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

131番は、栗林地内の農地2筆、199㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場

2台の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万5,000円です。場所につきましては、上林小学校南西側100m付近で、第3種農地に該当しております。

132番は、直江町4丁目地内の農地1筆、330㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万5,000円です。場所につきましては、旧斎場西側200m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

133番は、中新地内の農地1筆、73㎡を贈与により取得し、一体利用として住宅1棟、駐車場2台の用地に利用したいものです。場所につきましては、西大崎県営住宅南側200m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

134番は、渡前地内の農地1筆、132㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、渡前集会所北側100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

135番は、尾崎地内の農地4筆、497㎡を売買により取得し、住宅1棟、車庫兼物置1棟、駐車場4台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4,000円です。場所につきましては、尾崎浄水場東側100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

136番は、栗林地内の農地2筆、453㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟、物置1棟、駐車場4台の用地として利用したいものです。場所につきましては、上林小学校西側150m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

137番は、旭町2丁目地内の農地1筆、810㎡を売買により取得し、一体利用としてモデルハウス1棟、駐車場37台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6万円です。場所につきましては、三条信用金庫本店西側向かい付近で、第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして12件、面積にして9,471㎡で、127番、129番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果などを詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第2調査部会長、刈屋委員、どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第6号『三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について』説明いたします。

お手元に議第6号参考というものの資料を配付させていただいておりますけれども、その依頼文書のとおり、三条市長から1名の推薦依頼がございました。これは三条市において、平成21年3月に三条市食育の推進と農業の振興に関する条例を制定したことに伴い、設置された審議会でございます。

市民一人一人が生涯にわたって健康的に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する住みよい生き生きしたまちを実現するため、食育の推進と農業の振興に関する基本事項や重要事項を市長の諮問に応じ、調査、審議する機関でございます。

会議は、年2回程度予定し、委員は15人以内で組織し、市長が委嘱するものであります。任期は、2年間であります。

なお、第1回審議会は5月に予定されております。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

お諮りしたいと思います。委員推薦については、私に一任いただけるかお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議なしということですので、私のほうから推薦をしたいと思います。

三条市食育推進及び農業振興審議会委員は、本日欠席されておりますが、現在本審議会委員を務めてられる坂井和弘委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

それでは、追加議案の日程についてお諮りしたいと思います。議第7号『農業委員会事務局職員の配置替えについて』議事日程を追加したいと思ひましてお諮りいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議なしという発言がございますので、議第7号を追加議案といたします。追加議案は配付済みですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議第7号の審議に入る前に事務局職員全員の退室をお願ひいたします。

（午後3時45分 事務局職員全員退室）

議長（野崎会長）

それでは、議第7号『農業委員会事務局職員の配置替えについて』を議題といたします。

平成25年4月1日付、農業委員会事務局職員の配置替えについて、三条市長から下記のとおり協議があったので、農業委員会等に関する法律20条第3項の規定により承認を求めます。

1番、配置替により農業委員会事務局職員の職を解く者、次長、渡邊博之。

2、配置替により農業委員会事務局職員として任用する者、次長、斉藤公明。

以上です。

質疑に入ります。皆さん、ご意見ございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りいたします。議第7号につきましては、ただいま提案申し上げますとおりの異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

しばらくにして休憩に入ります。

（午後3時45分から午後3時47分まで休憩）

議長（野崎会長）

それでは、ただいま皆様から承認いただきました異動職員1名、4月1日より当委員会事務局職員として任用されます1名を紹介いたします。

（事務局 渡邊博之・斉藤公明入室）

議長（野崎会長）

異動職員、渡邊博之。一言お願ひします。

事務局（渡邊事務局次長）

渡邊でございます。このたびの異動で農林課に配属になることになりました。1年間という短い期間ではございましたが、会長を初め委員の皆様方には大変ご指導いただきましてありがとうございました。異動する先も今同様に農林部局で、非常に重要な部署を与えていただくことになりましたので、今まで同様にご指導いただきますようよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、4月1日より当委員会事務局職員として任用されます齊藤公明様より一言お願いします。

（齊藤公明）

ごめんください。このたびの異動でお世話になることになりました下田サービスセンターの齊藤公明と申します。これからは皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いしたいと思います。

議長（野崎会長）

どうもご苦労さまでした。

（事務局 渡邊博之・齊藤公明退室）

議長（野崎会長）

しばらく休憩してください。

（午後3時50分から午後3時55分まで休憩）

（午後3時55分 事務局職員全員入室）

議長（野崎会長）

会議を再開したいと思います。

続きまして、以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第6号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

阿部委員。

21番（阿部銀次郎委員）

済みません。1点だけお聞かせください。

農地法第18条第6項の通知の中に、16番でございますけれども、17番は解約の事由の中で離作補償なしになっているのですけれども、16番は転用のため離作補償額

とありますけれども、離作補償がわかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

今手元に資料ございませんので、資料を今そろえてまいりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。後ほど報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

お願いいたします。

そのほか。今の質問に対して後で、後ほど回答するというございますので、まだ時間がありますので、皆さんのほうで何かご意見ございましたら。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

阿部委員の質問に対しては、後ほど回答申し上げますので、よろしく願いいたします。

来月の調査部会の開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、村井委員、お願いいたします。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。4月24日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月の調査部会は4月24日午前9時からということで、ひとつ関係委員の方はよろしく願いいたします。

なお、来月の総会は30日に予定しておりますので、よろしく願いいたします。

何度も言いますが、阿部委員の質問に対しては後で報告いたしますので、これで一応、長時間にわたりまして審議いただきましてありがとうございました。

それでは、先ほどの阿部委員の質問の回答を事務局お願いします。

事務局（大坂事務局長）

報第2号の農地法第18条第6項の解約通知の30ページの離作補償額であります、総額で2,450万円でございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

阿部委員よろしいでしょうか。

21番（阿部銀次郎委員）

はい。

議長（野崎会長）

それでは、以上をもちまして定例総会を閉会いたしたいと思います。

午後4時15分 閉会



会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（11番）

---

議事録署名委員（24番）

---